

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。

平成23年 4 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東北地方太平洋沖地震及び津波」という。）の被災者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「条例等」とは、条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「行政機関」とは、県の機関又は知事の権限に属する事務の一部を地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき処理することとされた市町村の機関をいう。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る条例等の施行に関する事務を所管する行政機関の長は、東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、平成23年8月31日を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

(1) 条例等に基づく行政庁の処分（平成23年3月11日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が同日以後に満了するもの

(2) 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であって、その存続期間が平成23年3月11日以後に満了するもの

2 前項の規定に基づく延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第1項の規定に基づく延長の措置のほか、同項第1号の行政庁又は行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 第1項又は前項の規定に基づく満了日の延長の措置を平成23年9月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、行政庁等

は、第1項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第4条 平成23年3月11日から同年6月29日までの間に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）が同月30日までに履行されたときは、当該特定義務が東北地方太平洋沖地震及び津波により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないものとする。

2 前項に定める免責の措置を平成23年7月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。